

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 2 7 日

財産処分手続き事務ご担当者 様

近畿厚生局健康福祉部健康福祉課長

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る  
財産処分の事務の適正化について

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）で定める財産の処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下「財産処分」という。）については、平成 2 0 年 4 月 1 7 日会発第 0 4 1 7 0 0 1 号大臣官房会計課長通知「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」等により適正な事務を行うよう通知されています。

また、当局管内において、厚生労働大臣（近畿厚生局長）の承認（包括承認事項の報告を含む。以下同じ。）が必要であるにもかかわらず、承認を受けずに財産処分が行われている事案が散見されていたため、平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日付けで当職から適正な事務処理を行うよう依頼したところです。

しかしながら、未だに承認を受けずに財産処分が行われている事案が見受けられることから、今一度、承認を受けずに財産処分が行われていないかご確認いただき、適正な事務処理をお願いします。

また、引き続き、補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）への適切な指導に努めていただくとともに、補助事業者の補助対象財産の処分に関する意向を確実に把握し、遅滞なく財産処分の手続を行っていただきますよう切にお願いします。

なお、厚生労働大臣（近畿厚生局長）の承認を受けずに財産処分を行った場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 7 条の 1 項及び第 2 項の規定に基づき交付決定の取り消しとなる場合がありますので、ご承知おきください。

連絡先

住 所：〒 5 4 0 - 0 0 1 1

大阪府大阪市中央区農人橋 1 - 1 - 2 2

大江ビル 7 階

担当者：健康福祉部健康福祉課 二星

電 話：0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 1